

「不育症治療」を助成

年10万円上限に通算5年間

少子化対策として伊豆市は本年度、不育症治療に対する助成制度を設けた。同制度は県内の自治体で初めて。

不育症は、妊娠しても

流産や死産を繰り返してしまふ症状。厚労省によると、原因は人それぞれだが、検査と治療によって85%の患者が出産にたどりつくことが分かって

いる。

しかし、保険適用外の検査・治療も多く、高額な医療費がかかる。

このため、伊豆市は住民登録がある夫婦で第1

子・2子にかかわる治療に対し、年間10万円を上限に通算5年間助成する。

同市は一般不妊治療と特定不妊治療の医療費助

成も行っている。問い合わせは市健康増進課〈電

0558(72)9861